

令和4年第8回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年8月29日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	木 曾 文 人
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	入 潮 賢 和
総 務 課 長	西 岐 厚 志
こども育成課長	近 藤 雅 之
幼児教育指導担当課長	中 丁 知 子
学校教育課長	田 中 豊 史
生涯学習課長	橋 本 政 範
文化財課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
学校給食センター所長	正 木 洋 志
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 真 一
書 記	澁 谷 文 江
- 5 付議事項

報告7	少年非行概要について
報告8	専決処分の報告について
専第5号	令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
第18号議案	令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
第19号議案	赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第20号議案	赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 木 曾 文 人

令和4年第8回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第8回定例教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立しております。

はじめに、令和4年第7回教育委員会議事録の署名を志水委員、井本委員にお願いします。

(教育長署名後、志水委員、井本委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

井本委員と木曾委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第18号議案については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第18号議案及びその他については非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。報告7「少年非行概要について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(少年非行概要について議案2～4ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

犯罪及びぐ犯については、多くの不良行為以外なんですけれども、数字でいくと、令和3年度は、中学生が1名犯罪があるし、小学生2名が触法とありますが、市外だと言われればそれまでなんですけど、実質これが市内であったら、犯罪の場合は、おそらく軽犯罪だから、家裁送致になっているはずなので、犯罪少年の場合は、必ず、警察から家裁へ、児(童)養(護)施設の場合は、警察というよりも家裁なので、触法は14歳以下だから、直接の部分はないんですけども、児童相談所への通告とか送致は課されているんですか。実際は、赤穂市内でそういうのはあるんでしょうか。

事務局

はい。3ページの2番の中学生犯罪少年1人、触法少年小学生2名については、内容の方は、警察の方にも確認しておりますが、その後の措置については、確認できておりません。

委員

そのあとのぐ犯がないものですから一番、見つかりにくい。不良行為になると、4ページに色々内容がありますけども、今、少年院送致が結構、部分的に増えているんですね。それから、今多いのが、特別表面に出てこなくて、恐喝とか詐欺程度のようなものが今一番増えている分なんです。少年院あるいは、少年刑務所入る（ような）部分が、ぐ犯として出てないだけで、浸透している可能性があるという部分で、今のSNSだとか、そういうような絡みで増えるんじゃないかと思うので、学校側も、指導を続けて、できるだけぐ犯ゼロという形でやっていただけたらと思います。

事務局

ご意見として参考にさせていただきます。ぐ犯のないようにこれからも生徒指導を継続してまいります。

委員

先生方、あと警察とか、地域の方々の力もあると思うんですが、令和（に入ってから）で、（全体的に犯罪の）人数が減っているのはコロナの関係、影響で、（コロナに）かかるのが嫌だから、深夜にうろうろする子がだいぶ減っていると思うんです。なので、ある意味、コロナが収まって、（外に）出てもいいようになれば、また深夜徘徊なり、いままでは、会わずにやりとりしていたものが表面化してくるものが増えるような気もしているんですが、いかがでしょうか。何かすれすれのところで踏みとどまっているような話も聞くので、あまり安心せずに、それこそコロナの影響が少なくなって外に出てもいいよということになれば、少しずつ今収まっていたものが今までの反動もあって（外に）出ちゃう子もいるのかな、という懸念がありますがいかがでしょう。

事務局

今後の動向については、注意して確認していきたいと思えます。先ほどおっしゃったように非行の内容が、変わってきていると思えます。喫煙とか、深夜徘徊と飲酒とか、目立ったところではなくて、SNSであるとか、見えないところで起こっている問題についても、注意深く、これから子供たちを見ていきたいと思っております。

教育長
委員

他にご質疑ございませんか。

（不良行為少年の状況は）県も全国も、県の統計も、多分のべ人数で（集計）していると思うんですけども、ただ、実人数は難しいでしょうね。実際の1人の子が10件したら

10人でしょう。本当は、例えば年齢別、令和3年度の15歳の方は、令和2年では14歳ですから、ひよっとしたら8人じゃなしに、1人で8回かもわからない。だからもう、この数字だけでは全然増えたか減ったかというのは、わからないんですけども、多分、新たな人数として、多分これこういうふうに行っていると思うんですけど、例えば年齢別は、去年も言いましたように、斜め読みですつといけば、多分これ16歳、17歳はかなり減っている。これは高校生ですから、高校の先生が、すごく指導してくださったのか、高校の学習が楽しくて、生徒が部活とか何かで高校生生活が素晴らしいということで、そういう非行とかに走らずにしているのかなという、斜め読みですると、16歳、17歳がこう減っているという。そういうとらえ方をして、多分事務局も全体の考察を言っただけですけども、私もそのとおりだと思うんですけども。警察がどうとらえているかということも今ちょっと言われていましたけども、ひよっとしたらもう、コロナの影響でということもそれは、そういう、生徒指導と県との連携が月に1回あると思うんですけど、そういう中でそういう話も出たのか、だから、コロナが収まったら今、委員が言いましたように、さらに、育成推進委員とか警察とかになると、また、今年が減ったからといって、気を緩めずに、この平成26年から令和3年まで見ると、だんだんだんだん減ってはいるけども、この令和2年からコロナの関係で、不要不急の外出いうんですかそういうものが少なくなったからということも私は考えたんですけども、だからひよっとしたら、そういう理由かもわからないし。また、県とのいろんな会議まだあると思いますので、それでまた考慮して取り組んでいただければ、と思います。

事務局

ありがとうございました。今、委員がおっしゃったように、1人のものが、数回行うというようなことも、大概の場合は、いわゆるうろうろするっていうのは、もうその方向が非常に多い傾向にあります。コロナで補導されるものが減ってきているというのはもうそのとおりだと思います。私が長年、生徒指導に変わってきた中で言いますと、その中でもやはり、コロナを抜いたとしても、年々夜うろうろするもの、また、警察に検挙されるものは、減少傾向にあります。その流れは確かでございます。また、コロナも大分収まりまして、収まってない、失礼しました。コロナは収まっておりませんが、

社会状況が普通に戻ろうとしています。ですので、育成推進委員の会合など毎月行っておりますが、引き続き、しっかりとした夜の巡回等を行っていかうということも話し合われております。なので、防止という意味でもしっかりと、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。また、SNS等が心配というふうにもおっしゃっていただきました。各校におきまして、特に中学校などは、毎年講師を呼びまして、SNSにおける講習を繰り返し行っております。だから、ゼロになるということはなかなかできておりませんが、かなりの意味で防止には、取り組むことができているんじゃないかというふうに考えております。また、最初に、一番最初に戻りますが、学識別の犯罪少年とか、触法少年に、件数の方であります、犯罪少年の部分は器物破壊でございます。しかし、(事件が)大きなことは、警察からこういうことで、とちょっと報告があるんですが、そうでない場合は最近ではデータを提供していただきません。ですので、大きなことではないとは予測はできます。また触法の少年につきましては、万引きということを知っております。14歳を超えると、犯罪少年の方に計上されますし、そうでなければ、触法という方に計上されますので、内容が重い、軽いというのはいないんですけども、内容によってこれはというものはすべて、報告上がるんですがそうでなかったのも、そこまでいかないと考えております。しかしながら、しっかりとした防止にこれからも取り組んで参りたいと思っております。ありがとうございます。

委員

今年度から少年法が変わって、特に高校生以上になるんですが、実名報道もありますし、すべて、大人と同じ取り扱いか、と思います。来年の報告からは、おそらく数字が変わってくるんだと(思います)。以上です。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告7「少年非行概要について」の報告を終わります。次に、報告8「専決処分の報告について」、専第5号「令和5年度使用学校市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(令和5年度赤穂市立学校使用図書の採択について議案5～14ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告8「専決処分の報告について」専第5号の報告を終わります。

次に、第18号議案「令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」順次、事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第18号議案「令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長 次に、第19号議案「赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び、第20号議案「赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がございますので一括審議といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、及び赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案20～23ページ及び議案参考資料1～7ページに基づき説明を行った。）

教育長 ただいまの事務局の説明についてご質疑ございませんか。
委員 「この特別に使用する備品」というのは、使えなくなるとかではなく、使う人が自分で記入するってことになるんでしょうか。

事務局 基本的には、申請の際に聞き取りを行いながら、ご本人様に書いてもらう、もしくは市民会館の職員が記入するという形にはなるんですけども、実際にこちらの方に記載されています映写機であるとか、OHP、これらの機器については、もう現在その使用する要望もありませんし、実際その貸し出しを行っていませんので、この辺りがちょっと現在の不具合になっておりまして、この辺を削除して、新たに記載するよりも、さらに今後、貸出備品を充実していく際に、随時、様式の変更をする必要がないように、記入式に改めたいものがあります。

委員 ということは、どういう備品があって、これは貸し出していただけるのかそれとも持ち込みなのかっていうのは、そのときに、借りる者が、公民館の方なりと話し合いのうえで、「それはありますよ」「貸し出せますよ」「いや、それはないのでそちらで準備してください」という形になるということなんですか。

事務局 基本的には、貸し出しを（希望）される方については、市

民会館にこられてから申請用紙を書かれることが多い状況でございます。その際に、我々の方が書き方をご指導する際に、聞き取りを行いながら申請書を作っている現状がございますので、今、（申請書の）使用設備欄については、記入式でいいであろうという判断をさせてもらっています。ですので、基本的には、貸し出しの際に必要なものを聞き取って記入をするという形になっています。

委員

もともとどういう備品があつて、借りられるかどうかという一覧表なり、なんかそういうものはなく、「ありますか」「ありませんか」の聞き取りの中で、借りる側が「準備します」みたいな形になっているのでしょうか。

事務局

今は、そうですね、申し込みの際に「こういう備品は借りられますか」というふうなこと聞かれていますので、今後、ホームページ等にこれらの備品は、貸し出せますっていうような形の一覧を付ける形でちょっと改善をさせてもらいたいと思います。

教育長

他にご質疑ございませんか。

他にご発言が無いようですので、第19号議案「赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び、第20号議案「赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第19号議案及び第20号議案は原案のとおり議決されました。次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

（令和4年第9回教育委員会を9月27日（火）午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

（午後2時55分閉会）